

| 調査結果等 | 参考図表 |
|---|---|
| <p>(5) 仮置場の場所や受入可能品目等の広報方策【かきくけ☐】</p> <p>環境省が平成 28 年 1 月に改正した基本方針（五の 4）において、非常災害時には、災害廃棄物の分別方法や仮置場の運用情報、処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る住民理解の確保等に努めるとしている。</p> <p>また、対策指針（第 2 編 1-8）では、災害廃棄物を適正に処理する上で、住民や事業者の理解は欠かせないため、発災直後から仮置場の開設予定や収集の有無等について、できるだけ早い段階で時系列を考慮し、広報計画を立てることが必要としており、事前に仮置場の場所や受入可能品目等の災害廃棄物の排出方法をどのように広報するか定めておくことが重要である。</p> <p>さらに、国立環境研究所では、発災時に、仮置場の場所や受入可能品目等の災害廃棄物の排出方法の明確な広報が遅れると、分別の乱れ、便乗ごみの排出を食い止めることができず、処理困難な大量の混合ごみを抱えることになり、周辺住民から臭気等の苦情が発生するとしており、市民生活の混乱につながる懸念される（前掲図表 1-(3)-①参照）。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、市町村、県、東北地方環境事務所における仮置場の場所や受入可能品目等の広報方策の策定に係る取組状況について調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア 市町村の広報方策の策定に係る取組状況</p> <p>(7) 市町村災害廃棄物処理計画における広報方策の策定状況</p> <p>調査対象とした 227 市町村中、処理計画を策定している 18 市町村について、仮置場の場所や受入可能品目等の災害廃棄物の排出方法をどのように広報するかを定めているか調査したところ、図表 2-(5)-①のとおり、12 市町村は広報方策を定めているものの、6 市町村は定めておらず、処理計画を策定していない市町村を含めれば、多くの市町村が、仮置場の場所や受入可能品目等の広報方策を定めていないことが想定される。</p> | <p>⑤基本方針 （再掲）</p> <p>⑦対策指針 （再掲）</p> |

図表 2-(5)-① 市町村処理計画における広報方策の策定状況

(単位：市町村)

| 区 分 | 市町村数 |
|-----------|--------------|
| 処理計画を策定済み | 18(7.9%) |
| 広報方策を策定済み | 12(5.3%) |
| 広報方策を未策定 | 6(2.6%) |
| 処理計画を未策定 | 209(92.1%) |
| 合計 | 227 |

(注)1 当局の調査結果による。

2 ()内は、市町村数 (227 市町村) に占める構成比を示す。

(イ) 広報方策の策定内容

東北地方環境事務所は、市町村事務手引において、市町村に対して、災害廃棄物の分別方法や仮置場の設置等について、効果的な広報方法により周知するよう求めている。

市町村事務手引において、災害時に広報する必要があるとされている主な項目 (7 項目) について、広報方策を策定している 12 市町村の広報方策の掲載状況をみると、図表 2-(5)-②のとおり、分別方法、収集方法等の主要な事項は掲載しているものの、災害廃棄物であることの証明方法や外国人向けチラシ等の項目を掲載している市町村はみられなかった。

⑩市町村事務手引(再掲)

図表 2-(5)-② 市町村処理計画において広報方策を策定している 12 市町村の掲載内容

(単位：市町村)

| 広報が必要な項目・広報手法 | 市町村数 |
|---|-----------|
| 分別方法 | 12(100%) |
| 収集方法 | 12(100%) |
| 仮置場の開設状況 (場所、搬入時間、曜日、誘導路、案内図、配置図等) | 11(91.7%) |
| 仮置場に持ち込んではいけないもの (生ごみ、有害廃棄物、引火性のもの等) | 12(100%) |
| 災害廃棄物であることの証明方法 (住所記載の身分証明書、罹災証明書等) | 0(0%) |
| 外国人を対象としたチラシやホームページ、放送等 | 0(0%) |
| 広報手法 | 11(91.7%) |

(注)1 市町村事務手引 (第2編第2章第6節) 及び当局の調査結果に基づき作成した。

2 ()内は、広報方策を策定済みの市町村数 (12 市町村) に占める構成比を示す。

イ 広報方策の策定に係る県の支援

東北6県のうち、県処理計画を策定している5県（青森、岩手、宮城、秋田及び山形県）の広報方策の策定状況について調査したところ、啓発・広報する内容及び広報方法について、全県が定めていた。

特に、秋田県は、県処理計画に、住民へ提供すべき情報を例示し、市町村は仮置場への便乗ごみの搬入防止やゴミの分別の徹底について啓発・広報するとしている。さらに、市町村の処理計画のひな型として作成している秋田県マニュアルでは、図表2-(5)-③のとおり、他県のチラシの作成実例を掲載するとともに、市町村に対して、速やかに広報できるようチラシ案を事前作成しておくよう求めている。

②秋田県災害廃棄物処理計画

図表2-(5)-③ 市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル
(平成30年3月秋田県) (抜粋)

| | | | | | |
|--|---------------------|--------------|-------------|--------------|---------------|
| <p>手順5-④ 住民への広報</p> <p>○ 住民へ広報する内容は次のとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>①いつから、どの時間帯で受け入れるのか</td></tr><tr><td>②受け入れる場所はどこか</td></tr><tr><td>③受け入れる品目は何か</td></tr><tr><td>④何が持ち込み禁止なのか</td></tr><tr><td>⑤問い合わせ先及び電話番号</td></tr></table> <p>⇒チラシ作成例 (p70)</p> <p>○ <u>確実な広報のため、住民への広報は、自治会へのチラシや放送などのアナログ手法を用いる（インターネットのみで広報しない。）。</u></p> <p>留意点</p> <p>便乗ごみを未然防止するような管理体制と広報を行う。 <u>チラシの例を作成しておき、自治会との協力やボランティアセンターの活用について、すぐに広報できるようにしておく。</u></p> | ①いつから、どの時間帯で受け入れるのか | ②受け入れる場所はどこか | ③受け入れる品目は何か | ④何が持ち込み禁止なのか | ⑤問い合わせ先及び電話番号 |
| ①いつから、どの時間帯で受け入れるのか | | | | | |
| ②受け入れる場所はどこか | | | | | |
| ③受け入れる品目は何か | | | | | |
| ④何が持ち込み禁止なのか | | | | | |
| ⑤問い合わせ先及び電話番号 | | | | | |

広報用チラシの作成例

災害がれき分別のお願い

被災した家屋の整理・清掃をされる際、さまざまなごみが発生しますが、
のちのちのごみ処理に支障がありますので、次のように分別されるよう御
協力をお願いします。 ※災害がれきの搬入場所は益城中央小学校跡地です。

分別の区分

- ①木(家具) ②木(柱) ③畳、布団類
④家電4品目(TV、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)
⑤パソコン ⑥その他家電(電子レンジなど) ⑦金属ごみ
⑧ガラス、陶磁器 ⑨コンクリートくず ⑩瓦類

※ 通常の可燃ごみ、不燃ごみ等は、ごみステーションへお出し下さい。

※ ごみステーションに、災害がれきを出さないでください。

※ その他、取り扱えないもの

- ・ガソリンや石油など危険物 ・農薬など取扱困難物
- ・土砂 ・石綿含有物 ・太陽光パネル
- ・解体業者による解体ごみなどの事業系ごみ

※ 誤負による解体ごみは、基本的には産業廃棄物となり、建設リサイクル法又
は産業廃棄物の処理ルートで処理願います。

※ 場内は徐行運転をお願いします。

※ 事故が起きた場合の責任は一切負えません。

※熊本県益城町の例

(注) 下線は、当局が付した。

ウ 東北地方環境事務所の広報方策の策定に係る取組

東北地方環境事務所は、前述のとおり、市町村事務手引において、市町村
村に対して、災害廃棄物の分別方法や仮置場の設置等について、効果的な
広報方法により周知するよう求めており、チラシや広報車、ホームページ
などの、複数の広報手法を用いることが効果的であるとしている。

しかし、東北地方環境事務所は、市町村に対して、仮置場の場所や受入
可能品目等の事項について、具体的な広報方策を策定するよう指導・助言
は行っていない。

⑩市町村事務
手引(再掲)

【所見】

したがって、東北地方環境事務所は、発災直後の災害廃棄物の排出方法等
をめぐる市民生活の混乱を防止する観点から、市町村に対し、各市町村の事
情により異なってくる仮置場の場所や受入可能品目等の事項について、発
災直後に速やかに広報できるように、事前にチラシの案を作成することな
どを盛り込んだ、住民にとって分かりやすい具体的な広報手順をあらかじめ
決め決めておくよう指導・助言する必要がある。